2025年6月1日以降

各受入地の条件等は変更する場合があります。UCRのホームページで確認するとともにUCR担当者に事前相談をするようにお願いします。

受入料金 生量×受入単価) と併せて、1申込毎に基本料金 10,000円 消費税除 ()が必要となります。

_						T	6月 1	日 受入単化	面改定後の一	- 寛表です。	1													- I GOOGI NIQUIN VI BECEIV	
都		継続	名 称	受入地		- - 事業担当機関	事業内容	最終受入地	受入時期	受入土量	受入単価		平	土質条件 受入可能土質			最大 地質	試験: 地質分析				その他」			記事項
県	号	新規	(UCR呼称)	所 在 地	緯 度 ・経 度	尹 未担コ(成因	争未约谷	中継基地 注)	(月)	万m 3)	円/地山m³ 消費税除く	1種	1	3種	4種	改良土	粒径 溶出	含有		土質 試験	発生元 語 証明書 耳	試料採土取調書会	質立 夜間 実施 搬入	受入地毎の注意事項	注意事項等の内容
	1	継続	こかまち おおふせ: 五霞町大福田	猿島郡五霞町大福田地先	36.121592,139.759721	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	最 終 受入地	5~3	1.0	650	0	0	砂質土 粘性土	×	要相談	100 28項目	9項目	0	0	×	×	O ×	・細粒分 0.075mm 以下)が15%以上50%程度未満 \$0%を超る場合は要相談) 注 1)	え 仕質条件) 要相談 改良材種類、時期、土量、土質性状によっては、受入が 可能。 セメント改良土は、建設省技調発第48号による六価クロム溶出
茨城	2	新規	西の洲・甘田入地区	茨城県稲敷市西の洲地先ほか	35.981459, 140.410691	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所	農地造成	最 終 受入地	4~3	20.0	650) ×	×	0	粘性土 火山灰質	×	10 28項目	11項目	0	0	×	×	0 ×	・最大粒径10mm以下の砂質シルド等の建設発生土である。 ・と。(0mmを超え40mm以下の場合は要相談。) 注 1) ・粒度調整土については土質状態によるので確認が必要。 事業者が現場にて土質を確認の上、受入可否を判断する。	 試験を実施すること。 中性無機系、石膏系、高分子系、スラッジ系改良土、シール や事の分級土は公共受入地 事業担当機関が国土交通省、自治保等の箇所)では受入が出来ない。 民間受入地での受入について
	3	維統	江戸川流山ヤード	流山市深井新田地先	35.906275,139.881680	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	最 終 受入地	4~3	15.0	650) ×	砂質土	砂質土 粘性土	×	要相談	100 28項目	9項目	0	0	×	×	0 ×	・粒径37.5mm以上の混入率が40%以内、細粒分 Q.075mm以下)が15%以上50%程度以下 注 1)	は個別に相談のこと。)
4											. 尽問 6.25 0) _					28項日十				_	_		・休日の受入については相談可。 (注 2 · 3 · 4 · 5)	
葉	4	継続	市川港	市川市千鳥町14-4	35.674111,139.930439	(株) サンドテクノ	林地造成	中継基地	4~3	4.0	昼間 6,250 夜間 6,450	0	0	0	×	×	100 28項目+ 水素(オン	2項目	×	×	0	0	× 0	· 注2·4·5·6)	
	5	新規	流山IC西部プロジェクト	十葉県流山市開子下谷034番1外、 千葉県流山市下花輪字上割586番 外	1 35.878597, 139.898796	6 株)堀建設	物流施設及び 地域貢献施設 整備		7~3	23.6	5,000	0	0	0	×	石灰	100 28項目	2項目	×	×	0	0	×	・細粒分 0.075mm以下)が15%以上50%程度未満 \$0%を超	· 独質分析)
	6	継続	かぞし、はたい 加須市旗井	加須市旗井地先	36.150799,139.695404	399 国土交通省 利根川上流河川事務所			5~3	1.0														る場合は要相談) 注 1)	溶出28項目:平成3年8月23日環境庁告示第46号に定める項目 溶出27項目:上記から1,4-ジオキサンを除いた項目
	7	継続	はにゅうし つつみ 羽生市堤	羽生市大字堤地先	36.207674,139.585899		一般堤防	最 終 受入地	11~3	1.0	650	0	0	砂質土	± J	要相談	100 28項目	9項目	0		×	×	0 ×		含有9項目 平成15年3月6日環境省告示19号に定める項目 含有2項目 平成3年8月23日環境庁告示第46号に定める農用 地 田に限る。)の項目 砒素(銅) 含有11項目 上記9項目+2項目
	8	継続	はにゅうし かみかわまた 羽生市上川俣	羽生市大字上川俣地先	36.190016,139.514054			文八地	11~3	1.0)			和注工											
	9	継続	たらせがわ かせんじき 波良瀬川右岸河川敷	加須市伊賀袋地先	36.179759,139.690065	- i			5~3	1.0)														
埼玉	10	新規	高嶺ヤード	東松山市高坂地先	36.010794,139.402713	国土交通省 荒川上流河川事務所	一般堤防	最 終 受入地	5~2	8.0	650) ×	0	0	×	×	100 28項目	9項目	0	0	×	×	Δ×	・細粒分 0.075mm以下)が15%以上80%程度以下 ただしシル)分が50%以上のものは除く ・火山灰質系であれば上記条件以外でも可能・同一土質区分の最低受入れ量は1,000㎡以上を標準とする・ ・搬出時期によって受入地が地区内の近隣ヤートへ変更どる場合があるため、詳細な場所は申込手続き時にUCR担当者に確認がさい。	○ 全件について実施 △ 注量等の条件により実施 3。 は
	11	新規	ましみ おおわだ ちく さんぎょうだんち 吉見大和田地区産業団地	比企郡吉見町大字大和田地内ほか	36.038105,139.479137	,埼玉県 地域整備事務所	産業団地造成	最 終 受入地	9~3	10.0	650	0	0	0	×	×	100 28項目	9項目	0	0	×	×	0 ×	・再生砕石を含む土砂は受入れ不可とする。	
											昼間 6,350) _					100 00-50	0.7			_	_	0	· 注2·3·4·5·6)	
			三郷市番匠免	三郷市番匠免1173-1	35.837112,139.872057		採石場復旧	中継基地	4~3	20.0	夜間 6,650	0	0	0	×	×	100 28項目	2項目	×	×	0	0	× 0	· 外環優先 (注 2·4)	
	13	継続	さいたま市緑区寺山	さいたま市緑区寺山303	35.908569,139.709237	(株)祥和コーポレーション	採石場跡地	中継基地	4~3	31.0	5,700	0	0	0	×	石灰	100 28項目	11項目	l ×	×	0	0	Δ ×	・改良土の受入は要相談とし、原則として現場立会を実施	進 1)
	14	継続	青梅地区 分)	青梅市成木5-1390	35.825473,139.244317	探石 探石	採石場復旧		4~3	1.2	2						300							河川、湖沼等の水底土砂はダイオキシン試験を実施 ・八王子地区 ② 、 ③ 、 ⑤ への搬入車両は、八王子砕石	同一土質区分の最低受入れ量は5,000㎡以上を標準とする。 協 5,000㎡未満は要相談)
	15	継続	青梅地区 力)	青梅市成木6-1-1	35.831798,139.233876			旦 幼	4~3	1.0	J						100							会に登録されているものに限る ・受入地毎に1日当たりの台数制限あり ・青梅地区 久)は夜間のみ受入	1日当たりの搬入台数は江戸川・利根川70台以上、霞ヶ浦は10台以上とする。規定の台数未満の場合は要相談) 改良土の受入に関してはUCR担当者に相談を要する。石灰系
	16	継続	青梅地区 午)	西多摩郡日の出町大久野2650	35.748834,139.227228			最 終 受入地	4~3	14.5	3,710	0	0	0	×	石灰	27項目	9項目	Δ	×	×	×	×	八王子地区 2)への4種の受入に際しては、条件や受入単等の事前確認が必要。	経価 改良土が受入可能な場合、添加量は30kg/m3以下とするが、場合により受け入れられないこともあうただし、霞ヶ浦は改良土の受入不可。放射性物質汚染対処特措法に基づぐ汚染状況重点調査地域に指定されている自治体から搬出する場合は、空間放射線量の測定を行うこと。
	17	継続	青梅地区 👂	青梅市駒木町2-1320	35.778592,139.248358				4~3	6.3	3						300								
	18	継続	青梅地区 久)	昭島市拝島町4-11-1	35.701873,139.344162		採石場復旧	中継基地		1.5	7,480	0	0	0	×	石灰	300 27項目	9項目	Δ	×	×	×	× O		
東	19	継続	八王子地区(2)	八王子市美山町388	35.696649,139.239291					25.0		0	0	0	要相談	石灰	300								
京	20	継続	八王子地区 (3)	八王子市美山町645	35.689318,139.244253	3	採石場復旧	最 終 受入地	4~3	3.5	3,710						27項目	9項目	Δ	×	×	×	×	3	注 2) 地質分析試験の有効期限は試料採取日から6ヶ月間とする。
	21	継続	八王子地区 (5)	八王子市小津町2-3	35.677432,139.250778	3			4~3	17.0	-)	0	0	0	× 7	石灰	300								
	22	継続	町田市相原町 んぴょうつイールト*)	町田市相原町字杉山1011	35.620867, 139.339063		屋外運動施設 築造工事	最 終 受入地	4~3	30.0	8,800												×	・4種、改良土の受入に際しては、条件や受入単価等の事前 談が必要。 ・河川、湖沼等の水底土砂はダイオキシン試験を実施	相 注3) 地質分析試験項目の各基準値の8割までを受入可とする。 ただし、最終受入地によるため事前に確認すること。
	23	継続	八王子中継基地	八王子市片倉町1404	35.622995, 139.340092	- 巴山興業 株) 2	屋外運動施設 築造工事	中継基地	4~3	10.0	9,200	0	0	0	要相談	是相談	300 27項目	9項目	Δ	×	×	×	× 0	- ・八王子中継基地は夜間のみ受入	
	24	継続	_{じょうタルじま} 城南島	大田区城南島3-14	35.578299,139.777042	株)大倉	採石場復旧	中継基地	4~3	6.0	6,830	0	0	0	×	×	100 28項目+ 水素(オン	2項目	0	Δ	0	0	× ×	・休日の受入については要相談。注2・3・4・5 ・土質試験結果は、N値記載ボーリング柱状図、締め固めた のコーン指数試験結果、ボータブルコーン ローン ベネ ド メーター)貫入試験結果のいずれかが必要 ・ダイオキシン試験が必要。詳細は事前に確認 (ださい。	注4) 土 試料採取位置等について、事前に相談が必要。 者生土砂の対象区域が確認できる図面 平面図、断面図、ボーリング柱状図、地質想定図等に着色等)他の資料が必要。ただし、必要となる図面及び資料は事前に確認、相談すること。
	25	継続	横浜港 大黒ふ頭中継所)	横浜市鶴見区大黒ふ頭20番地	35.452280,139.694430)					300)												・受入土量は500㎡以上を標準とする。 ・詳細については、横浜市港湾局及び横浜港埠頭株式会社	
			横浜港 幸浦中継所)	横浜市金沢区幸浦一丁目7番地	35.372660,139.65617	-横浜市港湾局	海面埋立	最 終 受入地	4~3	10.0	円/ほぐLm3) 別に横浜市受 入料金が必要	0	0	0	0	Δ	100 35項目	2項目	0	×	×	×	× Δ	定める該当年度の 建設発生土受入手続」による。 公共系建設発生土に限る。	注 5) 仮置土や浚渫土等は受入不可となる場合がある。
	27	継続	横浜鈴繁埠頭	横浜市神奈川区鈴繁町4	35.474331,139.646840	中央産業 株)		中継基地	4~11	10.0	6,140	0	0	0	×	×	100 28項目+ 水素(オン	2項目	×	×	0	0	× ×	注2・3・4・5) ・中継基地の取り扱いは調整中	注 6) 別途計量証明書が必要
神	28	椎統	大磯町大磯港	中郡大磯町大磯1398-3	35.305944, 139.316643	3/相肖称音正画 体/ 跡地整	砂利採取場 跡地整理等		4~3	4.0	5,250	0	0	0	×	×	100 28項目+ 水素イオン	2項目	0	Δ	0	0	× ×	注2・3・4・5・8) ・ 土質試験結果は、N値記載ボーリング柱状図、締め固めた土のコー指数試験結果、ボータブルコーン ローン ベネトロメーター) 貫入試結果、のボッドれかが必要	ン 験
奈川	29	継続	横須賀市久里浜港	横須賀市久里浜8-17-2567-62	35.221646,139.719384			中継基地	4~3	25.0	5,000 (円/ほぐしm3)	0	0	0	×	×	100 28項目	×	×	×	0	0	× ×	・試料採取は専門の機関 計量証明事業者)に依頼すること 注2・4・5)	・。 注7) 六価クロムの基準値は0.02mg/Q以下
			厚木市下荻野	厚木市下荻野宮之浦1920	35.473708,139.324770	株)大入物産	ゴルフ場造成	最 終 受入地	4~3	35.0	3,850	0	0	0	×	要相談	要相談 28項目	×	×	×	0	0	Δ ×	・受入れの可否は案件ごとに判断する。	
			秦野中井『『南	中井町井ノ口2937番	35.352051,139.237831	秦野中井10南区画整理		最終受入地	4~3	30.0			0	0	×	要相談	100 28項目+ 水素イオン	11項目	l ×	×	0	0	Δ ×	注 2・4・7) ・1日当たりの台数制限あり。	注 8) 最終受入地変更につき申請書類の様式注意
	32	継続	相模原市新磯野	相模原市南区新磯野地先	35.519294,139.397775		反 声 數冊 最	最終 受入地	8~2	1.4	650	0	0	0	×	×	75 28項目		0	0	0	0	Δ ×	注2・4・5・6) ・受入土量は500㎡以上を標準とする。 ・試料採取は専門の機関 計量証明事業者)に依頼すること	
狂人	縁なり							メハ地																・1日当たり台数制限あり。	

2025年度 UCR建 設 発 生 土 受 入 地 一 覧 表 2025年5月31日まで

各受入地の条件等は変更する場合があります。UCRのホームページで確認するとともにUCR担当者に事前相談をするようにお願いします。

受入料金 生量×受入単価)と併せて、1申込毎に基本料金 10,000円 消費税除くが必要となります。ただに 2028年5月3日までに進入が完すする工事は基本料金の最故対象がで

den.		Ash Ash	I	75 7 W		1	6月	1日 受入単位	画改定前の-	- 覧表です。		ı				<u> </u>					117-22			<u> </u>		7 ○ たたし、2020年 5月 31日までに個人が死了する工事は各本料金の機収対象外で
都	番号	継続	名	受入地 所 在 地	緯 度 ・経 度	事業担当機関	事業内容	最終受入地 / 中継基地 注)	受入時期(月)	受入土量 方m 3)	受入単価 円/地山m ³ 消費税除く	1種	1	土質乳	質	改良士	最大	地質分析					上質立 花会実施 搬		受入地毎の注意事項	記事項 注意事項等の内容
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1		こかまち おおみび 五霞町大福田	猿島郡五霞町大福田地先	36.121592,139.759721	国土交通省 利根川上流河川事務所	一般堤防	最 終 受入地	5~3	1.0	450	0	0	砂質土粘性土		要相談	100 28項			0	×	×	0	× .	細粒分 Q.075mm以下)が15%以上50%程度未満 \$0%を超える場合は要相談)注 1)	要相談:改良材種類、時期、土量、土質性状によっては、受入が可能。
茨城	2	新規	西の洲 特田入地区	茨城県稲敷市西の洲地先ほか	35.981459, 140.410691	国土交通省 霞 ヶ浦河川事務所	農地造成	最 終 受入地	4~3	20.0	650	×	×	0	粘性土 火山灰質	×	10 28項	[目 11項		0	×	×	0		最大粒径10mm以下の砂質シルド等の建設発生土であること。(0mm を超え40mm以下の場合は要相談。) 注 1) 批度調整土については土質状態によるので確認が必要。事業者が現場にて土質を確認の上、受入可否を判断する。	- セメンド改良土は、建設省技調発第48号による六価クロム溶出 試験を実施すること。 中性無機系、石膏系、高分子系、スラッジ系改良土、シールドエ 事の分歙土は公共受入地 事業担当機関が国土交通省、自治体 等の箇所)では受入が出来ない。民間受入地での受入について
4	3	継続	江戸川流山ヤード	流山市深井新田地先	35.906275,139.881680	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	最 終 受入地	4~3	15.0	450	×	砂質土	砂質土 粘性土	×	要相談	100 28項	[目 9項	·目 O	0	×	×	0		粒径37.5mm以上の混入率が40%以内、細粒分 (0.075mm以下)が15%以上50%程度以下 注 1)	一は個別に相談のこと。)
葉	4	継続	市川港	市川市千鳥町14-4	35.674111,139.930439	(株) サンドテクノ	林地造成	中継基地	4~3	4.0	昼間 5,100 夜間 5,300	0	0	0	×	×	100 28項 水素	ョ+ 2項	目 ×	×	0	0	×	0	·休日の受入については相談可。 (注 2 · 3 · 4 · 5)	_
	5	継続	かぞし はたい 加須市旗井	加須市旗井地先	36.150799,139.695404	99 国土交通省 利根川上流河川事務所 一般堤隊			5~3	1.0)			砂質土										1	細粒分 (0.075mm以下)が15%以上50%程度未満 (50%を超える場合は要相談) 注 1)	溶出28項目:平成3年8月23日環境庁告示第46号に定める項目 溶出27項目:上記から1,4-ジオキサンを除いた項目
	6	継続	はにゅうし つつみ 羽生市堤	羽生市大字堤地先	36.207674,139.585899		A.T. +B IP+	最 終	11~3	1.0	450	0	0				100 28項							×		含有9項目:平成15年3月6日環境省告示19号に定める項目 含有2項目:平成3年8月23日環境庁告示第46号に定める農用 地 田に限る。)の項目 世素、銅) 含有11項目:上記9項目+2項目
	7	継続	はにゅうし かみかわまた 羽生市上川俣	羽生市大字上川俣地先	36.190016,139.514054		一般堤防	受入地	11~3	1.0	450			粘性土	*	委怕談	100 2849	日 9項	В		×	^		^		
	8	継続	わたらせがわ 渡良瀬川右岸河川敷	加須市伊賀袋地先	36.179759,139.690065				5~3	1.0)															
埼玉	9	新規	高坂ヤード	東松山市高坂地先	36.010794,139.402713	国土交通省 荒川上流河川事務所	一般堤防	最終受入地	5 ~ 2	8.0	450	×	0	0	×	×	100 28項	[目 9項	目 O	0	×	×	Δ	Ţ .	細粒分 0.075mm以下)が15%以上80%程度以下 ただし、シルト分が50%以上のものは除く) 火山灰質系であれば上配条件以外でも可能 同一土質区分の最低受入れ量は1.000㎡以上を標準とする 搬出時期によって受入地が地区内の近隣ヤートへ変更とな る場合があるため、詳細な場所は申込手続き時にUCR担当 者に確認ください。	仕質立会実施) ○ 全件について実施 △ :土量等の条件により実施
	10	新規	ましみ おおわだ ちく さんぎょうだんち 吉見大和田地区産業団地	比企郡吉見町大字大和田地内ほか	36.038105,139.479137	埼玉県 地域整備事務所	産業団地造成	最 終 受入地	9~3	10.0	450	0	0	0	×	×	100 28項	i目 9項	目 0	0	×	×	0	× .	再生砕石を含む土砂は受入れ不可とする。	
	11	継続	三郷市番匠免	三郷市番匠免1173-1	35.837112,139.872057	新里開発 株)	採石場復旧	中継基地	4~3	20.0	昼間 5,340 夜間 5,540	0	0	0	×	×	100 28項	[目 2項	i目 ×	×	0	0	×	0	・注2・3・4・5・6)	
	12	継続	さいたま市緑区寺山	さいたま市緑区寺山303	35.908569,139.709237	(株)祥和コーポレーション	採石場跡地	中継基地	4~3	31.0	4,860	0	0	0	×	石灰	100 28項	目 11項	[×	×	0	0	Δ	×	外環優先 (注 2 · 4)	
	13	継続	青梅地区 分)	青梅市成木5-1390	35.825473,139.244317				4~3	1.2	2						300								改良土の受入は要相談とし、原則として現場立会を実施河川、湖沼等の水底土砂はダイオキシン試験を実施 八王子地区 ②、③、5)への搬入車両は、八王子砕石協会に登録されているものに限る	注 1) 同一土質区分の最低受入れ量は5,000㎡以上を標準とする。 3 5,000㎡未満は要相談) 1日当たりの搬入台数は江戸川・利根川70台以上、霞ヶ浦は10
	14	継続	青梅地区 め)	青梅市成木6-1-1	35.831798,139.233876	—————————————————————————————————————	採石場復旧	最 終 受入地	4~3	1.0) =	0	0	0	×	石灰	100 27項	[目 9項	i目 △	×	×	×	×	× .	受入地毎に1日当たりの台数制限あり 青梅地区 久) は夜間のみ受入 八王子地区 2) への4種の受入に際しては、条件や受入単何	O台以上とする。規定の台数未満の場合は要相談) 改良土の受入に関してはUCR担当者に相談を要する。石灰系 面改良土が受入可能な場合、添加量は30kg/m3以下とするが、場
	15	継続	青梅地区 年)	西多摩郡日の出町大久野2650	35.748834,139.227228			文八吧	4~3	14.5	3,410						300								等の事前確認が必要。	合により受け入れられないこともある) ただし、霞ヶ浦は改良土の受入不可。 放射性物質汚染対処特措法に基づぐ汚染状況重点調査地域に 指定されている自治体から搬出する場合は、空間放射線量の測
	16	維統	青梅地区(シ)	青梅市駒木町2-1320	35.778592,139.248358	東京活用土協同組合 採石場復旧		4~3	6.3	3															定を行うこと。	
	17	継続	青梅地区 久)	昭島市拝島町4-11-1	35.701873,139.344162		採石場復旧	中継基地	4~3	1.5	6,880	0	0	0	×	石灰	300 27項	[目 9項		×	×	×	×	0		
東京			八王子地区(2)	八王子市美山町388	35.696649,139.239291	_		E 66	4~3	25.0) -	0	0	0	要相談	石灰	300									连2)
			八王子地区 (3)	八王子市美山町645	35.689318,139.244253	3 採石場復日	採石場復旧	最 終 受入地	4~3	3.5		0	0	0	×	石灰	300 27項	[目 9項		×	×	×	×	×		地質分析試験の有効期限は試料採取日から6ヶ月間とする。
	20		八王子地区(5)	八王子市小津町2-3	35.677432,139.250778		尼从宝私长 凯	. 8 65	4~3	17.0															4種、改良土の受入に際しては、条件や受入単価等の事前を	
	21	継続	町田市相原町 (人) シタブィールト)	町田市相原町字杉山1011	35.620867, 139.339063	巴山興業 株)	屋外運動施設 築造工事	受入地	4~3	30.0	0.0 8,800	0	0	O 要	要相談	石灰 セメント	300 27項	目 9項目	i目 △	×	×	×	× –	^ • 河	談が必要。 ・河川、湖沼等の水底土砂はダイオキシン試験を実施・八王子中継基地は夜間のみ受入	地質分析試験項目の各基準値の8割までを受入可とする。 ただし、最終受入地によるため事前に確認すること。
	22	継続	八王子中継基地	八王子市片倉町1404	35.622995, 139.340092	2	屋外運動施設 築造工事	中継基地	4~3	10.0	9,200													0	休日の受入については要相談。注2・3・4・5)	達4)
	23	継続	t e 3 g A t t t t t t t t t t t t t t t t t t	大田区城南島3-14	35.578299,139.777042	株)大倉	採石場復旧	中継基地	4~3	6.0	5,540	0	0	0	×	×	100 28項水素	3+ 2項(オン)	il O	Δ	0	0	×	× .	土質試験結果は、N値記載ポーリング柱状図、締め固めたコのコーン指数試験結果、ポータブルコーン ローン ペネトロメータン 貫入試験結果のいずれかが必要 ダイオキシン試験が必要。詳細は事前に確認 なさい。	上 試料採取位置等について、事前に相談が必要。
	24	継続	横浜港 大黒ふ頭中継所)	横浜市鶴見区大黒ふ頭20番地	35.452280,139.694430	横浜市港湾局	海面埋立	最_終	4~3	10.0	200 円/ほぐしm3)	0	0	0	0	Δ	100 35項	i日 2項	ill O	×	×	×	×	.	受入土量は500㎡以上を標準とする。 詳細については、横浜市港湾局及び横浜港埠頭株式会社の 定める該当年度の 建設発生土受入手続」による。 公共系建設発生土に限る。	
	25	継続	横浜港 幸浦中継所)	横浜市金沢区幸浦一丁目7番地	35.372660,139.65617	東京中で1号19	海田平立	受入地	4 0	10.0	別に横浜市受 入料金が必要	Ŭ	Ü		J		100 009			,	,					注 5) 仮置土や浚渫土等は受入不可となる場合がある。
	26	継続	横浜鈴繁埠頭	横浜市神奈川区鈴繁町4	35.474331,139.646840	0 中央産業 株)		中継基地	4~11	10.0	5,150	0	0	0	×	×	100 28項 水素	目+ 2項目	i目 ×	×	0	0	×	× .	注2・3・4・5) 中継基地の取り扱いは調整中	注 6) 別途計量証明書が必要
神	27	継続	大磯町大磯港	中郡大磯町大磯1398-3	35.305944, 139.316643	湖南綜合企画 株)	砂利採取場 跡地整理等	中継基地	4~3	4.0	5,250	0	0	0	×	×	100 28項 水素	3+ 2項	il O	Δ	0	0	×	× .	注2-3-4-5-8) 土質試験結果は、N値記載ボーリング柱状図、締め固めた土のコー: 指数試験結果、ボータブルコーン ローン ベネトロメーター) 貫入試影 結果のいずれかが必要	
奈川	28	維統	横須賀市久里浜港	横須賀市久里浜8-17-2567-62	35.221646,139.719384	株)マルモリ		中枢至地	4~3	25.0	3,810 (円/ほぐしm3)	0	0	0	×	×	100 28項	i目 >	×	×	0	0	×	х .	試料採取は専門の機関 計量証明事業者)に依頼すること。 注 2・4・5)	注 7) 六価クロムの基準値は0.02mg/2以下
	29	継続	厚木市下荻野	厚木市下荻野宮之浦1920	35.473708,139.324770		ゴルフ場造成	最 終 受入地	4~3	35.0	3,850	0	0	0	×	要相談	要相談 28項	i目 >	×	×	0	0	Δ	× .	受入れの可否は案件ごとに判断する。	
	30	継続	秦野中井℃南	中井町井ノ口2937番	35.352051,139.237831	秦野中井10南区画整理 組合 諏訪土地改良区	区画整理 農地造成	最 終 受入地	4~3	30.0	3,300	0	0	0	×	要相談	100 28項 水素	ョ+ (オン 11耳	自 ×	×	0	0	Δ	× .	注 2・4・7) 1日当たりの台数制限あり。	注 8) 最終受入地変更につき申請書類の様式注意
	31	継続	相模原市新磯野	相模原市南区新磯野地先	35.519294,139.397775	相模原市	区画整理	最 終 受入地	8~2	1.4	450	0	0	0	×	×	75 28項	[目 9項	i目 O	0	0	0	Δ	^ •	注2・4・5・6) 受入土量は500㎡以上を標準とする。 試料採取は専門の機関 計量証明事業者)に依頼すること。 1日当たり台数制限あり。	
注)	き 録っ	トックヤー	L	1		I.	1	1	·	1	1	.	1	1								1				1